

○環境省告示第九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに別表第一の二第十三号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年環境省告示第四百零八号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十一日

環境大臣 細野 豪志

第一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を次のように改正する。

第一号の表中(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1) アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六のもの及びその混合物に限る。）

一、〇〇〇

第二号の表中(5)を削り、(6)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。）

二五

同号の表中(18)を(19)とし、(8)から(17)までを一ずつ繰り下げ、(7)の次に次のように加える。

(8) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十九以上のもの及びその混合物に限る）
一〇〇

第三号の表中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) ぎ酸の混合物（プロピオン酸の濃度が十八重量パーセント以下のものであつて、ぎ酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る）
〇

第三号の表中(5)の次に次のように加える。

(6) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液
〇

第四号の表中(3)の次に次のように加える。

(4) 二酸化けい素
〇

第二 平成十九年環境省告示第二号は、廃止する。